

# 全福ネットの保険 (団体総合生活保険)

病気やケガへの備え

**医療補償**

がんのリスクへの備え

**がん補償**

介護への備え

**介護補償**

病気やケガで働けない時への備え

**所得補償**

他人への賠償責任への備え

**個人賠償責任**

**弁護士費用等  
(人格権侵害等)**



最大  
**28%**  
割引\*1

\*1 割引の詳細は「全福ネットの保険の特徴」をご確認ください。

保険期間	2026年6月1日午後4時から2027年6月1日午後4時まで
新規募集期間	2026年3月1日から2026年4月3日まで
加入依頼書提出締切	2026年4月3日
お申込み方法	ネット募集システム「e-CHOICE」及び加入依頼書(詳細は「お申込み方法」をご参照ください。)
保険料の払込方法	ご指定の口座より8月27日(木)に引き落とします(一時払)。
加入年齢	保険の対象となる方ご本人の年齢(2026年6月1日時点の満年齢) 補償内容により異なります。詳細については各補償のページをご確認ください。
随時加入OK! 上記新規募集期間終了後の取扱い	新規加入・加入内容変更の受付を随時させていただきます(但しWEB募集は2026年6月1日以降募集再開)。 詳しくは裏表紙代理店までお問い合わせください。 <b>※新規募集期間が終了したあとも、途中で毎月加入することができます。</b> 中途加入時の締切日は毎月末日で、翌々月の1日午前0時が加入者の保険期間開始日となります。保険期間は2027年6月1日午後4時までとなります。

## 全福ネットの保険の特徴

### ■最大28%割引が適用されて保険料が割安!

団体割引: 20%(個人賠償責任と弁護士費用等(人格権侵害等)は15%)適用、損害率による割引: 10%適用

### ■ご加入手続きが簡単!

ご加入時の医師の診査は不要\*1、保険料の払込みは便利な口座振替

### ■自動セットの充実したサービス! \*2

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

### ■ご家族も加入できる! \*3

\*1 所得補償、医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。個人賠償責任、弁護士費用等(人格権侵害等)は健康状態告知は不要です。

\*2 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

\*3 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

# こんなもしもの出費に、備えていますか？

## 医療補償

### 病気に備える



病気で入院したら…

差額  
ベッド代

食事代

家族の  
交通費

日用品

等

<入院1日あたり>  
自己負担費用平均約

**20,700**円 \*1

入院期間  
平均約

**26.3**日 \*2

いつ起こるかわからない病気に備えられます！

【保険金お支払い事例】 **脳内出血で手術、20日間入院**

<受取保険金額>

**9**万円

入院保険金日額  
3,000円プラン

30歳(男女共通)の場合

一時払保険料は**5,480**円

※H3タイプの場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。治療内容により、上記以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

\*1 出典：(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

\*2 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」

## がん補償

### がんのリスクに備える



がんと診断確定されて治療のために入院した…

【医療費・自己負担額の例】 (胃がんで15日間入院したケース)\*1

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円

合計 約 **30.9**万円

がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます！

【保険金お支払い事例】 **がんと診断確定された場合**

<がん診断保険金>

**50**万円

がん診断保険金  
50万円プラン

30歳(男女共通)の場合

一時払保険料は**3,290**円

※GN1タイプの場合

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例。医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

※ご加入タイプや診断・治療内容により、上記のがん診断保険金以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

\*1 出典：(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

# 家計にやさしい団体保険で、しっかり備えを！

## 介護補償 介護への 備え



もし親が要介護状態になったら・・・

総額  
平均約 **581万円** \*1

一時費用の合計 月々の自己負担額 介護期間  
平均 74万円\*2 + 平均 8.3万円 × 平均 61.1か月

介護にはまとまった資金準備があると安心です！

【保険金お支払い事例】

認知症で要介護3認定を受け、  
その認定の状態が10年間継続

年金払KN1タイプ  
年額30万円プラン

〈受取保険金総額〉

**300万円**※

※毎年1回30万円、10年間の総額

60歳(男性)の場合

一時払保険料は  
**1,870円**

認知症で要介護3に認定

一時金払DG1タイプ

〈受取保険金額〉  
(一時金) **100万円**

60歳(男女共通)の場合

一時払保険料は  
**2,040円**

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

\*1 出典：(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

\*2 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

## 所得補償 病気やケガで 働けない時へ の備え



もしも病気やケガで働けなくなったら・・・

【2人以上の勤労者世帯の1世帯あたり】

1か月の生活費  
全国平均約 **318,000円** \*1

生活費の一部をお届けする保険をおすすめします！

【保険金お支払い事例】

病気で入院し、5か月19日間就業不能に！

SH20タイプ(月額保険金額20万円)の場合

発病

免責期間  
4日

入院

自宅療養

職場復帰

← 就業不能5か月19日 →

〈受取保険金額〉

**110万円**

計算式：(20万円×5か月)+(20万円×15日/30日)

30歳(男女共通)の場合

一時払保険料は **19,420円**  
基本級別1級の場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

\*1 出典：総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2023年(令和5年)」をもとに東京海上日動にて作成

# 個人賠償責任 加害者に なった場合に 備える



\*1 神戸地方裁判所、2013年7月4日判決事例

自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた…

<高額賠償事例> **9,521**万円  
加害者への支払い命令 \*1



もしも加害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんなリスクが！

子どもが店の  
商品を壊して  
しまった

飼い犬が  
他人にかみつ  
きケガをさせた

等

年齢一律/男女共通

一時払保険料は**3,810**円

※KBタイプの場合(弁護士費用等(人格権侵害等)をセットしたタイプにつき、弁護士費用等(人格権侵害等)も含めた保険料です。)



# 弁護士費用等 (人格権侵害等) 被害者にな った場合に 備える



いじめ、ネットトラブル、ストーカー被害の状況は…

いじめの認知件数*1	732,568件
SNSに起因して犯罪被害にあった児童数*2	1,665件
ストーカー被害の相談等件数*2	19,843件



もしも被害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんな被害にあっ

て損害賠償請求したり、弁護士に相談した場合

弁護士費用または法律相談費用を最大**300万円**補償！\*3

自転車で轢かれたが、  
相手が一切治療費を  
払ってくれない…

電車内で痴漢され、  
怖くて電車に乗れなく  
なってしまった…

等

年齢一律/男女共通

一時払保険料は  
上記の個人賠償責任をご確認ください。

\*1 出典：文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

\*2 出典：警察庁「令和5年の犯罪情勢」

\*3 1つの原因事故について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。

ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

# 目次

- 保険の対象となる方(被保険者)について ……P.5
- 補償ラインナップ(基本補償) ……P.7～

## からだに関する補償

-  **全福ネット医療補償**(病気やケガへの備え) ……P.7
-  **全福ネットがん補償**(がんのリスクへの備え) ……P.8
-  **全福ネット介護補償**(介護への備え) ……P.9
-  **全福ネット所得補償**(病気やケガで働けない時への備え) ……P.14

## 賠償・財産・費用に関する補償

### 【賠償責任に関する補償】

-  **全福ネット個人賠償責任**(他人への賠償責任への備え) ……P.15

### 【費用に関する補償】

-  **全福ネット弁護士費用等(人格権侵害等)** ……P.16

- サービスのご案内 ……P.17
- 告知の大切さに関するご案内 ……P.20
- 団体総合生活保険 補償の概要等 ……P.21
- 団体総合生活保険 商品改定のご案内 ……P.31
- 重要事項説明書 ……P.35
- ご加入内容確認事項(意向確認事項) ……P.40
- お申込み方法 ……P.41
- WEB募集システム「e-CHOICE」 ……P.42

# 保険の対象となる方(被保険者)について

## 1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入いただける方

① 一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(略称：全福センター)の会員

② ①の方のご家族

配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟

①の方と同居されているご親族・使用人の方

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1について年齢\*2等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

### 【保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1の年齢\*2条件】

補償の種類		年齢*2条件	
所得補償		満15歳以上	
医療補償		満5歳以上満89歳以下	
がん補償			
介護補償	年金払介護	満40歳以上満79歳以下*3	
	一時金払介護	公的介護保険連動型	満40歳以上満84歳以下
		独自基準追加型	満5歳以上満84歳以下

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

\*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人\*1の年齢\*2が満84歳以下とします。

法人を加入者(被保険者を役員・従業員)とすることもできます。

保険料法人負担・従業員全員加入の場合、福利厚生費として損金処理が可能です。

※被保険者とする従業員は全福センターの会員であることが必要です。

## 2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

### ■ 医療補償、がん補償、所得補償、介護補償

	本人型
ご本人*1	○

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

## ■ 賠償・財産・費用に関する補償

	家族型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人\*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

## 3. 始期前発病に関する注意点

この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で既に被っている病気やケガについては、保険金をお支払いすることができません。ただし、初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。基本となる補償の《保険金をお支払いする主な場合》、《保険金をお支払いしない主な場合》や主な特約の概要につきましては、「補償の概要等」をご確認ください。

### 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)

①婚姻意思\*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

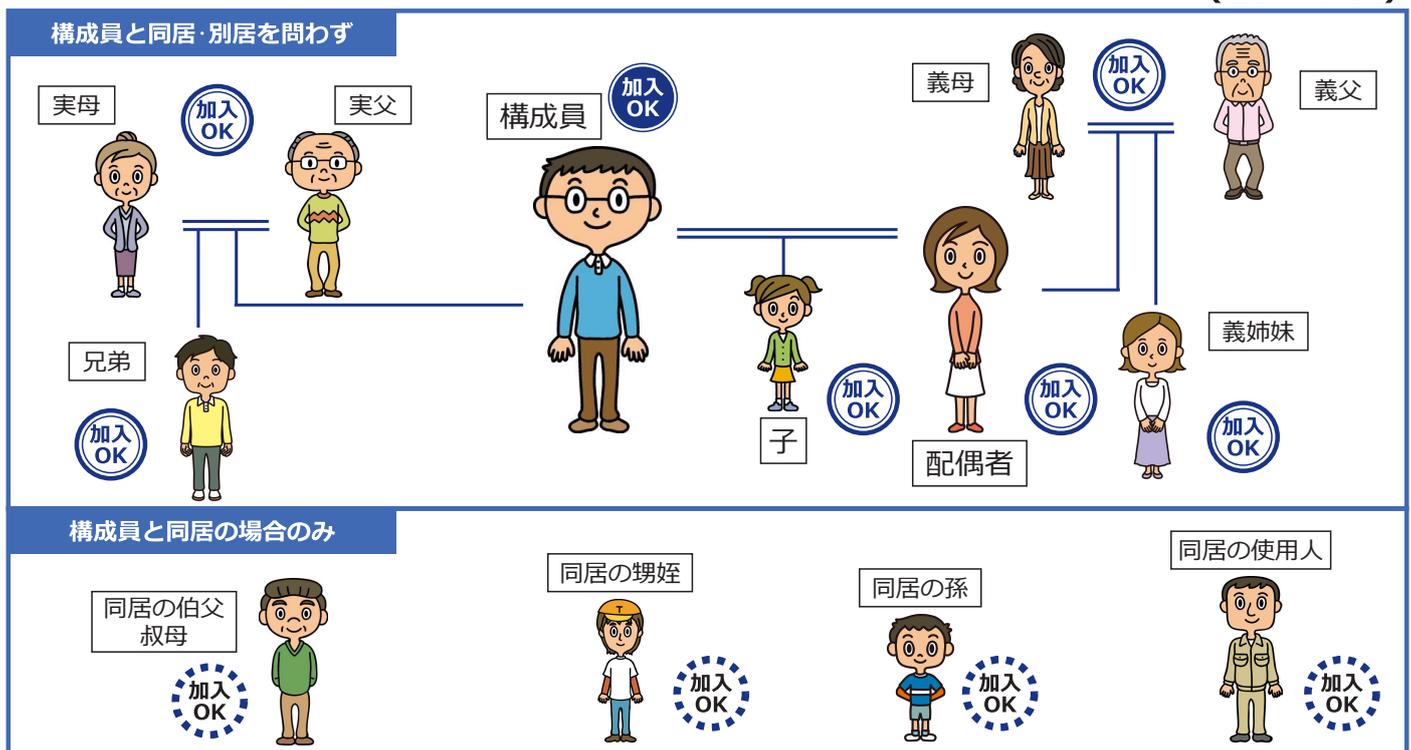
(2)親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 構成員の **同居・別居の** ご家族も団体割引でご加入いただけます！

(イメージ図)



※お子様の配偶者もご加入いただけます。詳しくは1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入いただける方をご確認ください。

# 補償ラインナップ(基本補償)

## 全福ネット医療補償(病気やケガへの備え)

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

<b>疾病入院</b>	病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。
<b>疾病手術</b>	病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
<b>放射線治療</b>	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
<b>傷害入院</b>	ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。
<b>傷害手術</b>	ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
<b>退院後通院</b>	病気やケガで入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。 ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。
<b>総合先進医療</b>	病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
<b>総合先進医療一時金</b>	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10%※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型				
	男性・女性共通				
性別	H3タイプ	H5タイプ	H10タイプ		
タイプ名					
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)	3,000円	5,000円	10,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	12万円	20万円	40万円
		上記以外の 手術	入院中	3万円	5万円
	入院中以外		1.5万円	2.5万円	5万円
	放射線治療保険金額	3万円	5万円	10万円	
	傷害入院保険金日額(1日あたり)	3,000円	5,000円	10,000円	
	傷害手術 保険金額	重大手術*1	12万円	20万円	40万円
		上記以外の 手術	入院中	3万円	5万円
	入院中以外		1.5万円	2.5万円	5万円
	退院後通院保険金日額(1日あたり)	2,000円	3,000円	6,000円	
総合先進医療基本保険金額	200万円	300万円	600万円		
総合先進医療一時金額	10万円	10万円	10万円		
保険料 (一時払)	5～9歳	3,810円	6,130円	12,080円	
	10～14歳	3,620円	5,820円	11,450円	
	15～19歳	3,850円	6,200円	12,220円	
	20～24歳	4,900円	7,920円	15,680円	
	25～29歳	5,260円	8,500円	16,820円	
	30～34歳	5,480円	8,860円	17,560円	
	35～39歳	5,750円	9,310円	18,440円	
	40～44歳	6,230円	10,080円	19,980円	
	45～49歳	7,710円	12,500円	24,830円	
	50～54歳	9,700円	15,750円	31,320円	
	55～59歳	13,150円	21,380円	42,590円	
	60～64歳	18,430円	30,020円	59,860円	
	65～69歳	25,010円	40,710円	81,250円	
	70～74歳	35,530円	57,630円	115,090円	
	75～79歳	44,700円	72,430円	144,680円	
80～84歳	51,640円	83,900円	167,630円		
85～89歳	51,230円	83,230円	166,290円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*2によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*2が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

\*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

\*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



# 全福ネットがん補償(がんのリスクへの備え)

がんと診断確定\*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。



## <特長>

### ■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院1日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。
- ・三大治療\*2のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

\*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

\*2 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

<b>がん診断</b>	がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1 *1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
<b>がん入院・手術</b>	がんで入院(日帰り入院も含まれます。)や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
<b>がん退院後療養</b>	がんで20日以上継続して入院し、生存して退院したときに保険金をお支払いします。
<b>がん通院 がん通院延長</b>	がんで入院(日帰り入院も含まれます。)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。なお、三大治療のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。
<b>抗がん剤治療</b>	がんで抗がん剤治療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。 また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：10% ※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型		
性別		男性・女性共通		
タイプ名		GN1タイプ	GN2タイプ	GN3タイプ
ご本人	がん診断保険金額	50万円	100万円	100万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	5,000円	10,000円	10,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	5万円・10万円・20万円	10万円・20万円・40万円	10万円・20万円・40万円
	がん退院後療養保険金額	5万円	10万円	10万円
	がん通院保険金日額(1日あたり)	3,000円	5,000円	5,000円
	がん通院延長保険金日額(1日あたり)	3,000円	5,000円	5,000円
	抗がん剤治療保険金額	-	-	10万円
保険料 (一時払)	5~9歳	470円	910円	1,510円
	10~14歳	680円	1,330円	1,930円
	15~19歳	540円	1,050円	1,950円
	20~24歳	530円	1,030円	2,430円
	25~29歳	1,620円	3,160円	5,060円
	30~34歳	3,290円	6,400円	9,400円
	35~39歳	5,790円	11,270円	17,070円
	40~44歳	8,360円	16,210円	25,810円
	45~49歳	12,060円	23,320円	36,920円
	50~54歳	15,120円	29,210円	48,410円
	55~59歳	21,060円	40,700円	67,300円
	60~64歳	32,650円	63,190円	100,590円
	65~69歳	43,940円	85,470円	134,070円
	70~74歳	59,550円	116,310円	178,810円
	75~79歳	66,850円	131,110円	201,710円
80~84歳	77,730円	153,080円	223,280円	
85~89歳	85,810円	169,540円	228,940円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*1によって異なります。  
 ※各タイプにつき、「金額」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしていません。  
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*1が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。  
 ※ご加入後または更新時にご加入の通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合、変更日以前のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

\*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

### 【今年度の主な改定点】

※通院補償につき、「三大治療のための通院」や「短期入院(日帰り入院含む)の前後の通院」も補償対象とします。  
 ※「通院補償」の補償拡大、「がん診断保険金」等の保険料引き上げに伴い、保険料を引き上げます(ご加入タイプや年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。)。詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



## 全福ネット介護補償 【認知症アシスト付き一時金払介護】(介護への備え)

ご加入される補償の型に応じて、保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。

また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください)。

### 補償の型

#### 独自基準追加型 (要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護3用)\*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

\*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護3用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

### 保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：10%

※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型		
補償の型		独自基準追加型 (要介護3)		
タイプ名		DG1タイプ <sup>o</sup>	DG2タイプ <sup>o</sup>	DG3タイプ <sup>o</sup>
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円
保険料 (一時払)	5～9歳	20円	30円	50円
	10～14歳	20円	30円	50円
	15～19歳	20円	30円	50円
	20～24歳	30円	60円	90円
	25～29歳	60円	110円	170円
	30～34歳	100円	210円	310円
	35～39歳	200円	400円	600円
	40～44歳	400円	800円	1,200円
	45～49歳	480円	950円	1,430円
	50～54歳	660円	1,310円	1,970円
	55～59歳	940円	1,870円	2,810円
	60～64歳	2,040円	4,070円	6,110円
	65～69歳	4,240円	8,470円	12,710円
70～74歳	9,360円	18,720円	28,080円	
75～79歳	21,690円	43,380円	65,070円	
80～84歳	41,330円	82,650円	123,980円	



※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*1が満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

\*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

# 「2017年度以前に親介護補償にご加入済で更新される方」

## 補償の型

**公的介護保険連動型 (要介護3)** 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

公的介護保険連動型は更新の方のみご加入いただけます。新しく介護補償へご加入の際は独自基準追加型にご加入ください。すでに公的介護保険連動型へご加入済の方で独自基準追加型に変更をご希望される場合は、新たに告知・お申込みが必要です。

保険期間：1年間  
 団体割引：20%、損害率による割引：10%  
 ※ご加入口数は1口のみです。

## 保険金額・保険料表

型		本人型		
補償の型		公的介護保険連動型 (要介護3)		
タイプ名		KG1タイプ <sup>o</sup>	KG2タイプ <sup>o</sup>	KG3タイプ <sup>o</sup>
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円
保険料 (一時払)	40～44歳	280円	550円	830円
	45～49歳	330円	660円	990円
	50～54歳	450円	910円	1,360円
	55～59歳	650円	1,300円	1,950円
	60～64歳	1,410円	2,820円	4,230円
	65～69歳	4,030円	8,050円	12,080円
	70～74歳	8,890円	17,790円	26,680円
	75～79歳	20,620円	41,240円	61,860円
	80～84歳	39,280円	78,560円	117,850円

こちらのタイプは、更新の方(現在KG1、KG2、KG3タイプにご加入の方)のみ引き続きご加入いただけます。

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。  
 ※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*1によって異なります。  
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*1が満40歳以上満84歳以下の方に限ります。  
 \*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

## 「公的介護保険連動型」と「独自基準追加型」の違いについて

### 【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

### 【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

### 【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



全福ネット介護補償 【認知症アシスト付き年金払介護】 (介護への備え)

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態\*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

<4つの特長>

■長期間の安心

介護補償(年金払介護)では、最大10年間(10回)保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

■リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態\*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

■仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にしてご加入いただくことで、親が要介護状態\*1となった場合に備えることができます。

■充実のサービス(認知症アシスト)

要介護状態\*1となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償(年金払介護)では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください)。

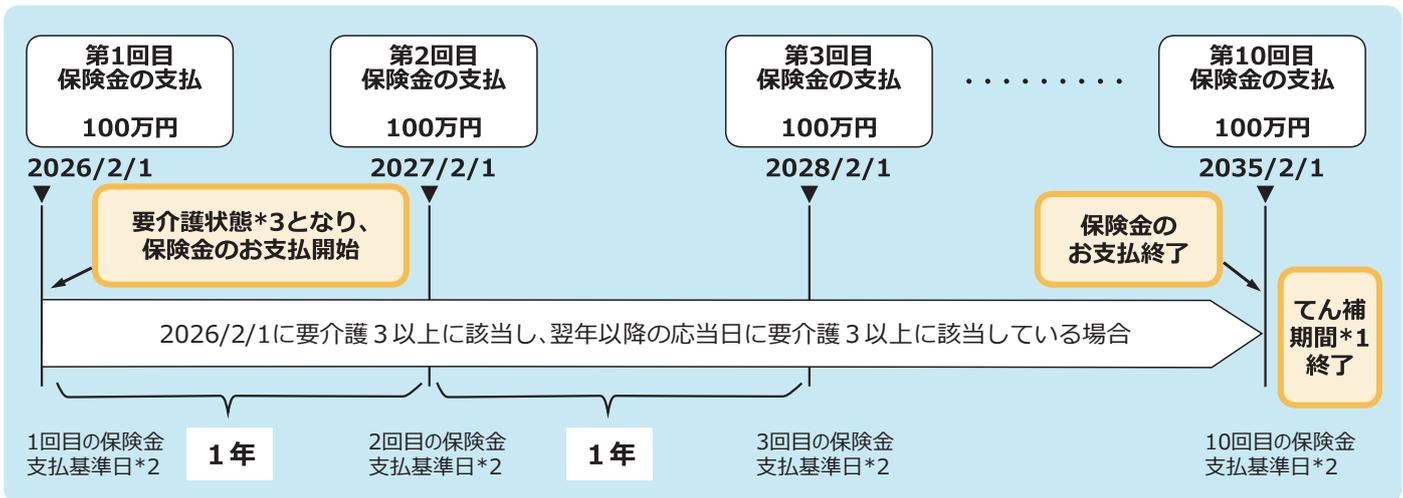
\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。



<介護補償(年金払介護)の保険金お支払い方法>

【例】

年金払介護補償保険金額(年額)：100万円、保険期間：1年間(2025/10/1~2026/10/1)  
てん補期間\*1：10年(10回目の保険金支払基準日\*2まで)



※てん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2に、再度要介護状態\*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間\*1は1回目の保険金支払基準日\*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態\*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間\*1中に死亡した後の保険金支払基準日\*2においては、保険金をお支払いしません。

\*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日\*2まで)をいいます。

\*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態\*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

\*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間  
 てん補期間\*1：10年(10回目の保険金支払基準日まで)  
 団体割引：20%、損害率による割引：10%  
 ※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型					
タイプ名		KN1タイプ <sup>o</sup>		KN2タイプ <sup>o</sup>		KN3タイプ <sup>o</sup>	
年金払介護補償保険金額		30万円		50万円		100万円	
年齢	性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	40～44歳		370円	330円	620円	550円	1,250円
45～49歳		440円	400円	740円	670円	1,480円	1,340円
50～54歳		610円	550円	1,020円	920円	2,040円	1,830円
55～59歳		880円	790円	1,460円	1,320円	2,930円	2,640円
60～64歳		1,870円	1,710円	3,120円	2,840円	6,230円	5,690円
65～69歳		4,700円	5,770円	7,830円	9,610円	15,650円	19,220円
70～74歳		8,820円	13,100円	14,700円	21,830円	29,400円	43,670円
75～79歳		20,250円	30,690円	33,750円	51,150円	67,500円	102,300円
80～84歳(更新のみ)		35,450円	55,580円	59,080円	92,640円	118,160円	185,280円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢\*2や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*2が、満40歳以上満79歳以下\*3の方に限ります。

\*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

\*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

\*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

# 公的介護保険制度とは

介護補償(年金払介護)、  
介護補償(一時金払介護) 共通



## [公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

## [公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

\*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

## [公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

# 全福ネット所得補償(病気やケガで働けない時への備え)

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間\*1(4日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。\*2



\*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間  
 団体割引：20%、損害率による割引：10%  
 ※ご加入口数は1口のみです。

プランはお好みでご選択いただくのではなく、過去12か月の平均月額所得\*1以下のプランをご選択ください。

\*1 **税引前の年間総収入 - 就業不能の発生にかかわらず得られる収入**(利子所得・配当所得・不動産所得など)を12(か月)で割り出します。平均月額所得額の85%以下を目安とした金額に一番近いものを設定してください。

型		本人型		
タイプ名		SH15タイプ	SH20タイプ	SH25タイプ
職種		一般事務従事者等 (基本級別1級)		
てん補期間*1		1年	1年	1年
免責期間		4日	4日	4日
所得補償保険金額(月額)		15万円	20万円	25万円
保険料 (一時払)	15～19歳	7,290円	9,720円	12,150円
	20～24歳	10,610円	14,140円	17,680円
	25～29歳	11,870円	15,820円	19,780円
	30～34歳	14,570円	19,420円	24,280円
	35～39歳	17,990円	23,980円	29,980円
	40～44歳	22,310円	29,740円	37,180円
	45～49歳	26,270円	35,020円	43,780円
	50～54歳	30,300円	40,400円	50,500円
	55～59歳	32,370円	43,160円	53,950円
	60～64歳	33,720円	44,960円	56,200円

※65歳以上の方の保険料につきましては、株式会社全福サポートサービスまでお問い合わせください。

※所得補償保険金額は、平均月額所得額\*2の範囲内で設定してください。平均月額所得額\*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢\*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(一般事務従事者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢\*3が満15歳以上の方に限ります。

\*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

\*2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得\*4の平均月額をいいます。

\*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

\*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額\*5」を控除したものをいいます。

\*5 事業主の場合は、就業不能となっても支出を免れない経費(従業員給与賃金・地代・家賃・医療機器リース代・諸会費等)は控除額に含みません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



# 全福ネット個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

## ■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
  - ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
  - ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
  - ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
  - ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険の対象となる方



東京海上日動

示談交渉



相手方

個人賠償責任、弁護士費用等(人格権侵害等)では**加入年齢の制限はありません。**  
保険料は**全年齢同額**です！

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：15%、損害率による割引：10%  
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン
タイプ名		KBタイプ <sup>o</sup>
個人賠償責任	型	家族型
	保険金額	国内：1億円 国外：1億円
弁護士費用等 (人格権侵害等)	型	家族型
	保険金額	300万円
保険料(一時払)		3,810円

※弁護士費用等(人格権侵害等)の補償内容については、「全福ネット弁護士費用等(人格権侵害等)」のページをご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



## 全福ネット弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば… ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。  
・電車内で痴漢\*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。  
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

- \*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- \*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- \*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



## 保険金額・保険料表

保険金額・保険料につきましては、「全福ネット個人賠償責任」のページをご参照ください。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 \* 1: 24時間365日

0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
※正確なお客対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、  
電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、  
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、  
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で  
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配 \*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の  
一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

### ・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、  
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時  
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介 \*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

### ・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や  
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く  
・税務相談 : 午後2時～午後4時  
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時  
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## 認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】  
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合  
のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

### 脳健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳健康度」を  
セルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象とな  
る方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳健康  
度チェックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用  
いただけない場合があります。

### 認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に  
電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラ  
ム\*1」をご利用いただくことも可能です。

- \*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診  
のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### 「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の  
会\*2」をご紹介します。\*3

- \*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発  
活動を行っている法人です。
- \*3 年会費については、お客様にご負担いただけます。

受付時間：「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時

【いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く】

0120-775-677  
脳健康度チェック : 午前9時～午後5時

0120-002-531  
認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時

0120-801-276

### 脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご  
利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の  
知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたもの  
であり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

[ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、  
表示に従い、加入者証券番号の  
入力およびユーザ登録を行って  
いただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用  
いただけない場合があります。

## ・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

### 【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
- ※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

### いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間:

いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス:  
午前10時～午後6時

 **0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:  
午前7時30分～午前9時30分/  
午後5時～午後10時

 **0120-106-670**

### 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

### ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まれます。婚約とは異なります。

\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

**告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。\*1**

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。\*2**

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

**過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。**

**保険金請求時等に、  
告知内容についてご確認させていただく場合があります。**



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

## ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしく  
いたします。  
お願い



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。  
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。  
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。  
告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

**医療補償**

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

**病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。**

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

**《保険金をお支払いする主な場合》**

<p>[医療補償基本特約] 疾病入院保険金</p>	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では60日となります。</p>
<p>[医療補償基本特約] 疾病手術保険金</p>	<p>病気の治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</b> ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照)：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
<p>[医療補償基本特約] 放射線治療保険金</p>	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</b> ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>
<p>[医療補償基本特約] 傷害入院保険金</p>	<p>ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数－傷害入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度(傷害入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では60日となります。</p>
<p>[医療補償基本特約] 傷害手術保険金</p>	<p>ケガの治療のため、保険期間中に<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</b> ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照)：傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

<p>[退院後通院保険金特約] 退院後通院保険金</p>	<p>保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■入院の原因となった病気やケガの治療のための通院(往診を含みます。)であること</li> <li>■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること</li> </ul> <p>退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。</p>
<p>[総合先進医療特約] 総合先進医療基本 保険金</p>	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。)</p> <p>▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。 なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)</li> <li>ii. 先進医療以外の評価療養のための費用</li> <li>iii. 選定療養のための費用</li> <li>iv. 食事療養のための費用</li> <li>v. 生活療養のための費用</li> </ul> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 診察</li> <li>ii. 薬剤または治療材料の支給</li> <li>iii. 処置、手術その他の治療</li> </ul>
<p>[総合先進医療特約] 総合先進医療一時金</p>	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。 )によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

**【「総合先進医療特約」における粒子線治療\*1費用のお支払いについて】**

一定の条件\*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療\*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。 )。

- \*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- \*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
  - ・粒子線治療\*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
  - ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
  - ・粒子線治療\*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

**《保険金をお支払いしない主な場合》(医療補償共通)**

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ\*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
- ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
- ・アルコール依存および薬物依存
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的 he 覚所見のないもの
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といます。 )の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ\*2\*3

等

- \*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- \*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
- \*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

## がん補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

**保険の対象となる方ががん\*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払します。**

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん\*1と診断確定されたときに、がん\*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん\*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(N C C監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。  
 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合\*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

\*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。

**【ご注意】**初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

## 《保険金をお支払いする主な場合》

[がん補償基本特約] がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがん診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払します。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん入院保険金	がん診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその <b>治療のため入院(日帰り入院を含みます。)</b> を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払します。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん手術保険金	がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に <b>所定の手術を受けられた場合</b> ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の1.0倍、2.0倍または4.0倍の額をお支払します。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払します。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
[がん補償基本特約] がん退院後療養保険金	がん診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、 <b>生存して退院された場合</b> ▶がん退院後療養保険金額をお支払します。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
[がん補償基本特約 + がん通院保険金の対象期間 延長特約(三大治療用)] がん通院保険金 ・ がん通院延長保険金	・がん通院保険金 がん診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院(日帰り入院を含みます。)を開始し、以下の条件のすべてを満たす <b>通院(往診を含みます。)</b> をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払します。 ・がん通院延長保険金 がん診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす <b>三大治療*1のための通院(往診を含みます。)</b> をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ▶がん通院延長保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払します。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院を含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金がお支払される日の通院(更新前契約で支払われる通院を含みます。)に対しては、重複してはお支払いできません。 *1 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

<p>[抗がん剤治療補償特約] 抗がん剤治療保険金</p>	<p>保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合</p> <p>▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。</p> <p>※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものと取り扱います。</p> <p>*1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること</li> <li>■ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること</li> </ul> </p> <p>*2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。</p> <p>*4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。</p>
-----------------------------------	---

## 介護補償(一時金払介護)

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

### 《保険金をお支払いする主な場合》

#### [介護補償基本特約] [公的介護保険連動型(要介護3)]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合

- ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。  
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

#### [介護補償基本特約+所定の要介護状態(要介護3用)の追加補償特約] [独自基準追加型(要介護3)]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合

①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
立ち上がり	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまってもいすやベッド、車いす等で膝がほぼ90度に屈曲して座っている状態から立ち上がることができない。
入浴	介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。
排せつおよび食事	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でのごれた部分を拭く行為)も全くすることができない状態であり、かつ自分では食事を全く摂取することができない。

②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。

・下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

排せつ	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。)
食事	自分では食事を摂取することができない。(小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の介助が必要な場合を含む。)

・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。

- (1) ひどい物忘れがある。
- (2) まわりのことに関心を示さないことがある。
- (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。
- (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
- (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
- (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
- (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
- (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。
- (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。
- (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
- (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
- (12) 目的もなく動き回ることがある。
- (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。
- (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。
- (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
- (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
- (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
- (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
- (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
- (20) 食べられないものを口に入れることがある。
- (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。

- ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。  
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

## 《保険金をお支払いしない主な場合》(介護補償(一時金払介護)共通)

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態\*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
- ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
- ・先天性疾患によって生じた要介護状態
- ・医学的 he 覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態\*2\*3

等

- \*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- \*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後を開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。
- \*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

## 介護補償(年金払介護)

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態\*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間(10回)にわたり保険金をお支払いたします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態\*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いたします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

### [介護補償基本特約+年金払介護補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

#### ・第1回年金払介護補償保険金

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合

▶年金払介護補償保険金額をお支払いたします。

#### ・第2回以後年金払介護補償保険金

既に第1回年金払介護補償保険金がお支払された場合で、てん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態\*3に該当しているとき

▶年金払介護補償保険金額をお支払いたします。

※てん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2に、再度要介護状態\*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間\*1は1回目の保険金支払基準日\*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態\*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間\*1中に死亡した後の保険金支払基準日\*2においては、保険金をお支払いしません。

\*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日\*2まで)をいいます。

\*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態\*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

\*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

### [介護補償基本特約+年金払介護補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態\*1

・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態

・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態

・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態

・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態

・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態

・先天性疾患によって生じた要介護状態

・医学的 he 覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態

・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態\*2\*3

等

\*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

\*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後開始した要介護状態\*4については、保険金のお支払対象となります。

\*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

\*4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

## 所得補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

**病気やケガによって所定の就業不能になった場合\*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。**

**【ご注意】**ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

\*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

### 【所得補償基本特約】《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間\*1(4日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。

▶ 保険金額(月額)に就業不能期間(月数)\*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- \*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)
- \*2 「てん補期間\*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。
- \*3 免責期間\*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得\*5の平均月額をいいます。
- \*4 同一の病気やケガによる就業不能\*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間\*1終了日の翌日からの期間)のことをいい、この契約では1年となります。
- \*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- \*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

### 【所得補償基本特約】《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠または出産による就業不能
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能\*1\*2
- ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能

等

- \*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。
- \*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態\*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

- \*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

## 賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

### [個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
  - 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
  - 電車等\*1を運行不能にさせた場合
  - 国内で受託した財物(受託品)\*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

\*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

\*2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

等

### [個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任\*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物\*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両\*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
  - 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
  - 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
  - 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
  - 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
  - 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
  - 受託品の電氣的または機械的事故
  - 受託品の置き忘れまたは紛失\*4
  - 詐欺または横領
  - 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
  - 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

\*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導\*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

\*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

\*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

\*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

\*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

## 費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

### 【弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)】《保険金をお支払いする主な場合》

国内において以下のような事由により、**保険金の受取人\*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合**

- 急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害\*2または財物の損壊等\*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合
- 不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた\*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- 痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた\*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- ▶1つの原因事故\*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします\*6。

※弁護士等\*7への委任や弁護士等\*8への法律相談および弁護士等\*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- \*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者\*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
- \*2 病気またはケガをいいます。
- \*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- \*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。
- \*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- \*6 弁護士等\*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- \*7 弁護士または司法書士をいいます。
- \*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- \*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)
  - ①婚姻意思\*10を有すること
  - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

### 【弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)】《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意または重大な過失**によって生じた損害
- ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為\*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等\*3
- ・労働災害により生じた身体の障害\*2または精神的苦痛
- ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害\*2
- ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・電磁波障害に起因する身体の障害\*2または精神的苦痛
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害\*2、財物の損壊等\*3または精神的苦痛
- ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
- ・保険の対象となる方または賠償義務者\*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害\*2または財物の損壊等\*3
- ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者\*5、父母もしくはお子様が賠償義務者\*4である場合
- ・保険契約または共済契約に関する原因事故\*6

等

- \*1 保険金のお支払対象となる原因事故\*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
- \*2 病気またはケガをいいます。
- \*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- \*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- \*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)
  - ①婚姻意思\*7を有すること
  - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- \*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

団体総合生活保険の  
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

**団体総合生活保険 商品改定のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					
①がん補償		②介護補償		③賠償・財産・費用	
変更する補償		改定項目		概要	
①	②	③			
○			<p>がん通院補償の一本化および保険料改定</p> <p>①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)(*)」)に一本化します。 <small>(*)改定前に「がん通院保険金の補償拡大特約」がセットされていない補償パターンに加入いただいていた方は、「改定後に診断確定されたがん」に関する「三大治療のための通院」が補償対象となります。</small></p> <p>②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。</p>		
○			<p>「がん診断保険金」等の保険料改定</p> <p>がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。</p>		
○			<p>「抗がん剤」の定義の改定</p> <p>抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 ＜対象特約＞ 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約</p>		

変更する補償			改定項目	概要
①	②	③		
		○	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定	<p>①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。</p> <p>②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。</p> <p>&lt;対象特約&gt;            弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約</p>
	○		付帯サービスの一部終了	<p>利用実績が少ないサービスを終了します。</p> <p>※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。</p> <p>&lt;終了対象のサービス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護補償               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症アシスト」のうち「検索支援サービス」</li> </ul> </li> </ul>

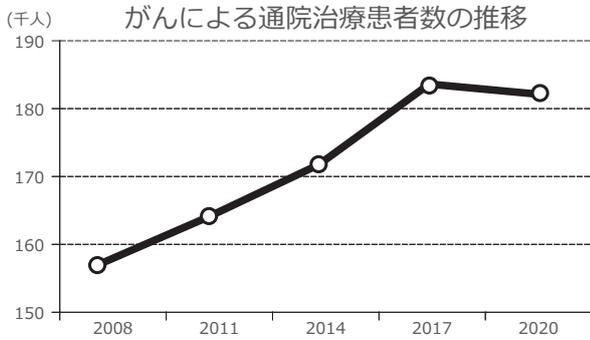
このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

# がん補償 通院補償の改定・料率改定等

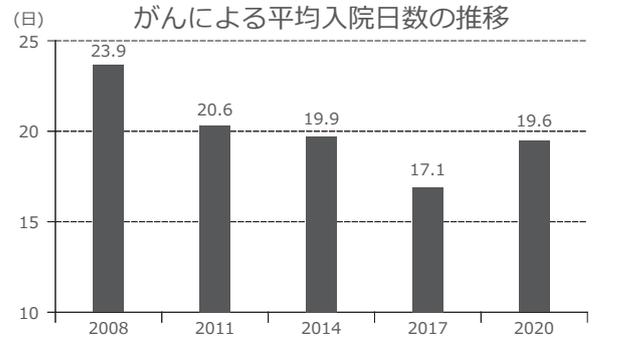
## ■ 通院補償の改定

▶近年、医療技術の進展等によりがんの治療実態は大きく変化しており、三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)を中心にがんによる通院治療患者数は増加傾向にあり、がんによる平均入院日数は短縮傾向にあります。

### がん治療実態の変化



出典：厚生労働省「患者調査」 悪性新生物の外来患者数



出典：厚生労働省「患者調査」 悪性新生物の退院患者における平均在院日数(病院・一般診療所)

がん治療の実態・お客様のお声を踏まえ、必要な補償をわかりやすくお届けするため、通院補償を「三大治療のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターンに変更します。

### 補償パターンの改定

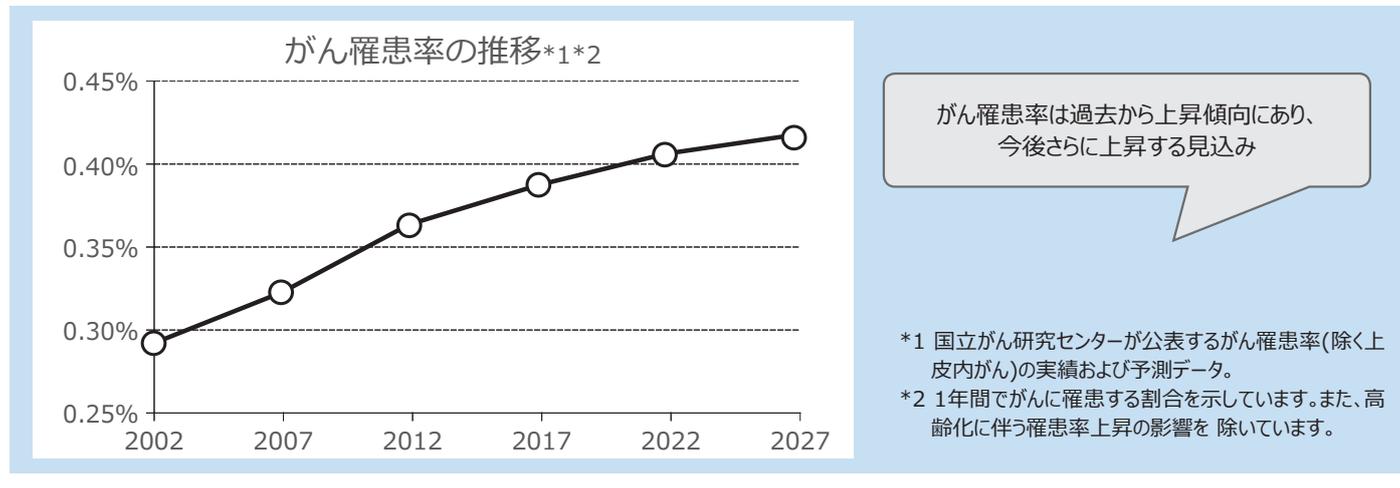
		改定前	改定後	
補償パターン		がん補償基本特約	がん補償基本特約 + がん通院保険金の 対象期間延長特約 (三大治療用)	
補償内容	三大治療のための通院 (支払限度日数)	対象外	無制限	
	入院前後の通院	支払限度日数	45日	
		支払対象期間	入院前60日～ 退院後180日	入院前60日～ 退院後365日
		入院日数要件	20日間以上	日帰り入院

# がん補償 通院補償の改定・料率改定等

## ■「がん診断保険金」等の保険料改定

- ▶医療技術の進歩やがん検診受診率の向上等により、がん罹患率は上昇傾向にあります。
- ▶がん診断保険金は、がん罹患率の上昇を背景に収支が悪化している状況が続いています。また、今後の医療技術の進歩を踏まえると、がんの早期発見の増加による更なるがん罹患率の上昇が見込まれます。

### がん罹患率の推移および今後の見通し



通院補償の改定および収支状況を踏まえ、今後もお客様に安定的に補償を提供し続けるために、保険料を見直します。

### 改定前後の保険料例

年齢区分	改定前 保険料	改定後 保険料	改定額
20～24歳	90円 診断： 50円 入院： 30円 通院： 10円	70円 診断： 30円 入院： 30円 通院： 10円	▲20円
25～29歳	190円 診断： 100円 入院： 50円 通院： 40円	220円 診断： 140円 入院： 50円 通院： 30円	+30円
30～34歳	370円 診断： 170円 入院： 140円 通院： 60円	450円 診断： 250円 入院： 140円 通院： 60円	+80円
40～44歳	860円 診断： 360円 入院： 290円 通院： 210円	1,140円 診断： 650円 入院： 300円 通院： 190円	+280円
50～54歳	1,750円 診断： 820円 入院： 520円 通院： 410円	2,040円 診断： 1,140円 入院： 530円 通院： 370円	+290円
60～64歳	3,980円 診断： 1,870円 入院： 1,270円 通院： 840円	4,420円 診断： 2,350円 入院： 1,310円 通院： 760円	+440円

※がん診断保険金額100万円、がん通院保険金日額5,000円、がん入院保険金日額10,000円、団体割引30%、過去の損害率による割引20%の場合の月払保険料です。  
改定前のがん通院保険金の保険料は「がん補償基本特約+がん通院保険金の補償拡大特約」の前提で算出しています。

※改定の詳細およびその他の主な改定項目は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

# 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

## 〔マークのご説明〕



契約概要  
保険商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報  
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください\*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定

この保険の保険金額\*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額\*1の増額等はできません。

#### 〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額\*1は、平均月間所得額\*2以下(平均月間所得額\*2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*3×約定給付率とします。

\*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

\*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

\*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

#### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。



(金融庁ホームページ)



※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

\* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)



## 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

#### [告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約						個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償		
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2	
性別	-	-	★	★	★*3	-	
職業・職務*4	-	☆	-	-	-	-	
健康状態告知*5	-	★	★	★	★	-	

※すべての補償について「他の保険契約等\*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。

- \* 1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- \* 2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- \* 3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- \* 4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \* 5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- \* 6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

#### [所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

##### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者\*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときは、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\* 7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

- a. 婚姻意思\*8を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\* 8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

##### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

##### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\*10。

- 責任開始日\*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*11(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)
- \* 9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- \* 10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- \* 11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

##### <前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただいた場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治めが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

##### ④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。





### 3 保険金受取人

#### [傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

#### [がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合\*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

\*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)



### 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償  
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額\*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。  
\*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)  
\*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任  
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

- すべての補償共通  
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
- がん補償  
がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。))についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。詳しくは、お問い合わせ先までお問い合わせください。

### 2 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することがあります。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎えるとき



#### [保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 所得補償  
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通  
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### 【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### 【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

#### 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額\*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

#### 【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の始期日)以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

#### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



● 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

● 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

## 5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

## 6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
  - \*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
    1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
    2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
    3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
<p><b>東京海上日動火災保険株式会社</b></p> <p>パンフレット等記載の 《お問い合わせ先》にて承ります。</p>	<p style="text-align: center;"><b>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター</b></p> <p>東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)</p> <p style="text-align: center;">  <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">通話料 有料</span> </p> <p>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)</p>

### 〈共同保険引受保険会社について〉

引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 <a href="http://www.tokiomarine-nichido.co.jp">www.tokiomarine-nichido.co.jp</a>	<b>事故受付センター</b> <b>(東京海上日動安心110番)</b>	 受付時間：24時間365日
---	--	---

# ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| <input type="checkbox"/> 保険期間           | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法      |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方      |   |

## 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	○	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか？ (平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、保険金額の見直しを行ってください。) なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *2 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	○	○	○	○*2	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

## 3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

## お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

<p><b>新規ご加入の方</b></p>	<p>以下1、2いずれかの方法にてお手続きください。</p> <p><b>1. ネット募集システム「e-CHOICE」でのお手続き方法</b>                  右記二次元コードから「お手続きサイト」にアクセスし、必要事項を入力してお手続きください。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p><b>2. 加入依頼書でのお手続き方法</b>                  下記①②③にご記入・ご署名・ご捺印いただき、代理店にご提出ください                  (加入依頼書は代理店にご請求ください。)</p> <p>①「全福ネットの保険のご案内」(加入依頼書)のうち、                  「C 健康状態告知書」および「E・F・G 全福ネットの保険のご案内」                  ※告知項目については右記二次元コードからご参照いただけます。</p> <p>②口座振替依頼書</p> <p>③「全福ネットの保険」に係る個人情報提供の同意書</p> <div style="text-align: right;"> <p>健康状態告知書 はこちら</p>  </div>
<p><b>現在ご加入の方</b></p>	<p>上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。                  更新を希望されない方も同様にお手続きください。</p>
<p><b>前年同等プランで更新される方</b></p>	<p>今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(「お手続きサイト」でのお手続きや加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)</p>

### 現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、ご確認ください。



## スタート 加入者番号の設定 ※必ずご確認ください

サービスセンターの会員番号をご準備ください。

1. 加入の際に入力いただく加入者番号は「SCコード(アルファベット2文字)+お客様のSC会員番号(数字10ケタ)」合計12ケタとなります。  
お客様の会員番号が10ケタに満たない場合は会員番号の左前に「0(ゼロ)」を追加して合計10ケタとしてください。
2. 「SCコード」がわからないときは

※1 「SCコード」とは、ご所属のサービスセンター(共済会、互助会)毎に割り当てられた2桁の英文字で、以下の方法でご確認ください。

- 【確認方法】
- ①「新規お申し込み」から「SCコード検索」のページにお入りください。
  - ②「SCコード検索」ページにて、ご所属のサービスセンターを選択し「検索」を押下します。
  - ③表示された2文字(英文字半角)が「SCコード」です。

3. 上記の通り作成した加入者番号をお手元に控えていただき、申込にお進みください。

【加入者番号のイメージ】

▲▲○○○○○○○○○○  
SCコード お客様の会員番号  
(2文字) ※1 (10桁)

## お手続きはかんたん。

- ①加入者番号作成後、「申込み手続きに進む」ボタンから「お手続きサイト」にアクセスします。
- ②「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「加入者番号」を入力します。
- ③「お手続きはこちらから」をクリックします。



### STEP1

ご職業・性別等を入力します。



### STEP2

プランを選択⇒お客様情報の入力(ご住所・連絡先・メールアドレス等入力)



補償一覧画面

お客様情報の入力画面

### STEP3

ご加入内容確認



### STEP4

保険料引落口座の設定



お手続き完了!

続けて、引落口座の金融機関・お名前・口座番号等を入力⇒各金融機関のサイトへジャンプし登録確定

ご加入内容確認画面



受付完了メールが送信されます。

\* 画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。



■この保険は、一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンターを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンターが有します。

<ご注意> 現在ご加入の方につきましては、表紙の新規募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

### 《お問い合わせ先》

#### 代理店

株式会社 全福サポートサービス(全福ネットの保険相談デスク)  
住所：〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル 西館2階  
TEL：0120-055-512 (受付時間：土日祝日年末年始を除く午前10時～午後4時)

#### 保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 公務第二課  
住所：〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
TEL：03-3515-4124 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

### 《事故時の連絡先》

#### 代理店

株式会社 全福サポートサービス  
(全福ネットの保険相談デスク)  
TEL：0120-055-512  
(受付時間：土日祝日年末年始を除く午前10時～午後4時)

事故受付センター  
(東京海上日動安心110番)  
TEL：0120-720-110  
(受付時間：24時間365日)